

令和5年（ワ）第1889号 損害賠償請求事件

原告 水原 清晃

被告 神原 元

陳 述 書

2024年4月8日

東京地方裁判所 民事第26部乙合議E係 御中

被 告 神 原 元

第1 私の経歴とColabo とのかかわり

1 経歴

- (1) 私は、2000年に横浜弁護士会（当時）に登録して弁護士となり、川崎市内で開業しました。2010年に当初いた事務所を独立し、同じ川崎市内で現在の武蔵小杉合同法律事務所を創設しました。
- (2) 私は、弁護士登録当初は刑事弁護に力をいれ、2003年には横浜地裁で一部無罪判決ⁱを、2008年には横浜地裁川崎支部で全面無罪判決を、それぞれ得ていますⁱⁱ。また、人権問題特に外国人の人権問題に関心を持ち、2015年にはコンゴ難民を弁護し、この種の訴訟では珍しい難民認定義務付け判決を取得しましたⁱⁱⁱ。

さらには、弁護士登録当初に「池貝鉄工閉鎖事件」^{iv}の労働者側弁護団に加わったことから労働事件、特に労働組合の事件に関心を持ち、現在は地元の病院で労働組合を作ろうとする労働者を支援したり、地元の労働者の労働相談に乗ったりしております。

2013年2月頃から、ヘイトスピーチ問題に関心を持ち、同年2月から9月までの間、東京都新宿区の新大久保周辺で所謂「在日特権を許さない市民の

会」に反対する市民らの運動を支援したほか、2014年12月にはその体験を本にまとめてヘイトスピーチの法規制を訴える著作^vを公表し、2015年12月から現在に至るまで地元川崎の市民運動「ヘイトスピーチを許さない川崎市民ネットワーク」の運動に関わり^{vi}また、2016年6月には横浜地裁川崎支部でヘイトデモ禁止仮処分を取得しています^{vii}。

- (3) 弁護士の職責は言うまでもなく基本的人権を擁護し社会的正義を実現することにあります。そこで弁護士は常に社会的弱者、少数者、貧困層の立場にたって職責を果たすことが求められています。

私は明治大正昭和初期の時代に人権弁護士として働いた布施辰治弁護士を深く敬愛しています（岩波新書「ある弁護士の生涯」等参照）。布施弁護士は日本が朝鮮半島を植民地にしていた時代に朝鮮独立運動に関わった若者の弁護等に奔走し、戦後、韓国から勲章を与えられています。弁護士がヘイトスピーチに反対する運動や、その他広く差別反対運動に関わるのは、そのような日本の弁護士の伝統を引き継ぐものであると考えています。

2 Colabo の裁判に関わった経緯

- (1) 私が Colabo の委任を受けて裁判に関わったのは、2022年10月に Colabo のバスカフェのバスが何者かにナイフで切りつけられるという経緯を聞きつけたことがきっかけでした（甲21、23頁）。

聞けば、その2か月ほど前から、本件の原告である水原清晃氏が「暇空茜」とするアカウントを作成して、そこで Colabo に対してインターネット上で無数の荒唐無稽なデマや誹謗中傷を流しており、そのデマに影響を受けた人々がこの種の犯罪を引き起こしているというのです。バス切り裂き事件の直前にも、水原氏は、バスの駐車場の位置を位置情報付きでネットに投稿していました（甲21、25頁）。特定の団体に対するデマや誹謗中傷を流すだけでなく、プライバシーを暴露し、この種の暴力にきっかけを与える危険な行為は到底許されてはならないと考えました。

(2) また、調査を進めるうちに、水原氏は、誹謗中傷を繰り返す目的について以下のとおり述べていることが分かりました。

「僕がシュナムルさんに杭を打ったのは彼が宇崎ちゃんを燃やしたからだし、今共産党と強いつながりがある Colabo 代表の仁藤夢乃さんを調べているのも温泉むすめ燃やしたからですよ。俺は作品を燃やす奴を燃やします。作品を燃やした時俺はお前の前に現れる」 (乙42)

「あ、あとみんな忘れてそうだけど共産党と強いつながりがある Colabo 代表仁藤夢乃さんが『すいませんでした二度と作品を燃やしません』って詫び入れたら俺はそこで手を止めますよ」 (乙3-8)

「温泉むすめ」とは、温泉地の宣伝に利用された漫画のキャラクターだそうで、10代と思われる少女に性的な発言をさせていたことが仁藤さんから批判されたそうです。仁藤さんは「温泉むすめ」に関し「出張先で『温泉むすめ』のパネルを見て、なんでこんなものを置いているのと思って調べたらひどい。」「性差別で性搾取少女の性搾取推奨しまくりクールジャパン、相変わらず」(乙2)と非難していました。水原氏はこの発言に反発して誹謗中傷を始めたというのです。

しかし、漫画のキャラクターを批判されたからといって、相手についてのデマを流したり誹謗中傷したりしていいわけがありません。私はこのような反社会的な行為を絶対に許してはならないと感じました。

(3) また、インターネットを検索すると、水原氏は、本件以外でも、女性を差別し、また、フェミニスト（女性差別反対の運動をしている人たち）に対して攻撃的な投稿を繰り返していることが分かりました。

私は人種差別問題に取り組んできましたが、同時に、LGBT問題や女性差別問題にも関心があり、日本が人権尊重と民主主義の国といえるためには全ての差別をなくさなければならないと考えていましたので、水原氏の女性差別的な言動にも問題を感じていました。

(4) そこで、私は他の弁護士とともに弁護団を結成し、水原氏を被告とする名誉

毀損訴訟を提起することとしました。同時に、これまで水原氏が Colabo に関して流布してきた様々な誹謗中傷が、全く根拠に基づかないこと弁護団として意見書を作成して、Colabo の名誉を回復しようと考えたのです。

第2 記者会見の状況等

1 提訴記者会見に至る経緯

- (1) 2022年11月29日、私たち弁護団は、Colabo と仁藤さんの代理人として、水原氏を相手取って合計金1100万円の損害賠償金等の支払を求める訴訟を提起しました（甲17、御庁令和4年（ワ）第30091号損害賠償請求事件）。

その請求原因は、水原氏がブログと動画で「Colabo は10代の女の子を3人部屋（タコ部屋）に住まわせて生活保護を受給させ、毎月一人65000円ずつ徴収することで生活保護を不正に受領している」等として、その社会的評価を低下させたというものです（本件情報①）。

同日、弁護団及び Colabo の理事らは、同日、提訴に合わせて、同日、衆議院議員会館にて、記者会見を行いました（甲18）。

- (2) 会見の冒頭、私は、本件の事案を「サイバーハラスメント」と表現した上で、訴訟の請求の趣旨及び請求原因の概要を説明しました（発言①②）。この中で、私は、本件事案の「本質」が「要するに女性差別」「ミソジニー（女性蔑視）」であり、「女性の権利の為に立ち上がった仁藤さんが要するに気に入らない」「そういう動機だ」等と述べました（発言③）。

その後、記者からの質問があり、「リーガルハラスメント」「合法的な嫌がらせ」「こんなのは制度の濫用ですよ明らかに」（発言④）等と述べました。また、「暇空さん以外にネット上でデマを拡散している人達」について質問があり、「要するに差別、差別まあ在日外国人差別、それから女性差別。差別を娯楽として楽しむ、いう所から出発して、最終的にはヘイトクライムの方に行く」等と回答しました（発言⑤）。

2 被告の本件各発言の趣旨

(1) 本件発言①の趣旨

本件発言①は、「Colabo と仁藤さんに対して非常に深刻なサイバーハラスメント、オンラインハラスメントが加えられております。我々弁護団としてはこのデマを流している代表的な人物一名に対し、本日提訴致しました」というものです。

この発言は、本件訴訟の概要を紹介する趣旨の発言です。

(3) 本件発言②の趣旨

本件発言②は「その手段、手口というのは本当にこの Colabo、仁藤さんに対して荒唐無稽なデマを垂れ流し、もう毎日大量のデマを垂れ流し、その信用を傷付けていくと、そういう内容のものであります」と述べるものです。

当該発言は、当該訴訟を提起する理由として、水原氏が Colabo と仁藤さんに関して大量のデマを流したため、訴えざるを得なくなったという経緯を説明する趣旨の発言です。

(4) 本件発言③の趣旨

本件発言③は、「本件はリベンジポルノでは無いけれども、ここは本質は同じだというふうに思っていて、要するに女性差別ですね、これはね。ミソジニー。要するに女性の権利の為に立ち上がった仁藤さんが要するに気に入らない。で仁藤さんの Colabo の信用を貶めて活動を潰していく、そういう動機だと。実際彼はねこんな事言ってるんですよ。『萌え絵を燃やすのをやめたら手を止めてやる』とかね。（中略）これはもう要するにフェミニストに対する反発ですよ。」とするものです。

この発言は、本件訴訟の背景となる紛争が始まった経緯の説明として、水原氏の「仁藤夢乃さんが『すいませんでした二度と作品を燃やしたりしません』って詫び入れたら俺はそこで手を止めますよ」（乙3-8）との発言を紹介し、「女性の権利の為に立ち上がった仁藤さんが要するに気に入らない」「要するにフェミニストに対する反発」とした上で、その動機の「本質」が、「要

するに女性差別」「ミソジニー」である等との評価を述べるものです。

(5) 本件発言④の趣旨

本件発言④は、「リーガルハラスメントっていうね、言葉があって、要するに合法的な嫌がらせなんですよ、これはね。」「まあ、要するに嫌がらせ目的でね、しかもその自分で入手した物を全部ネットに公開するとかね。こんなのは制度の濫用ですよ明らかに。そういう風に僕は考えています。」というものです。

この発言は、「嫌がらせや攻撃を目的としたと思われるその情報開示請求や監査請求、これは東京都に対して行われている」という訴外仁藤の発言、「まあ言ってみれば合法的な嫌がらせであると思います。違法ではないですよ。でも、濫用目的が明らか」との太田弁護士の発言を受けたもので、水原氏が情報開示請求で入手したものをインターネットで公開してあげつらっていることを例に挙げ、「リーガルハラスメント」「合法的な嫌がらせ」「制度の濫用」との私の評価を述べるものです。

(6) 本件発言⑤の趣旨

本件発言⑤は「暇空さん以外にネット上でデマを拡散している人達とか、あるいはこれまで殺害予告とかレイプ予告等があったという事ですけれども、そういった人達のバックグラウンドというか、どういったモチベーションで彼らはそういった事をしてるのかというのを、なんらか考えてる部分があれば教えて下さい」という記者の質問に対し、水原氏以外の者でデマを拡散している者らの動機について、バス斬りつけ事件が発生した経緯を踏まえ、「まずネットの中でお互いに差別を楽しんでいると。段々段々それが高じてきて、現実の世界に例えば実際にバスをナイフで切りつける、いう所まで来ちゃってるな」等と感想を述べたものです。

発言⑤は、「暇空さん以外にネット上でデマを拡散している人達」について述べたものですから、今回の裁判とは関係がないことが明らかです。そこで、以下、発言⑤は無視します。

第3 各発言の正当性

1 本件発言①②について

- (1) これらの発言は、水原氏が事実に反する投稿等を繰り返し、本件依頼人らに精神的苦痛を与えているということを言っています。

ここで、「サイバーハラスメント」という単語を使用したのは、直前にダニエル・キーツ・シトロン著「サイバーハラスメント」を読んでいたからです。

- (2) この点、水原氏は、Colabo に関し、「保護した女性たちに生活保護を不正に受給させて『タコ部屋』で生活させ、無給で働かせるという『生活保護ビジネス』を行っている」「女性たちの医療支援に際し、医療機関から医療費のキックバックを受けている」「使用していないタイヤ関連費用を不正に都に請求し受給している」等、2022年7月から11月までの間に、答弁書35頁に記載した少なくとも12個のデマを流したのですから、私の発言は真実です。

- (3) この裁判で原告側は、上記12個のデマはデマでなく真実であるとか、「根拠のあるデマ」だから「デマ」ではない等と反論を繰り返しています。

12個のデマがいかにかデマであるかは意見書（甲21）及び稲葉さんの陳述書で立証致しますが、ここで重要なのは、水原氏のデマは「単なる誤解」だけではなく、積極的に嘘を流すものも含まれていることです。

以下、デマの一部をご説明します。

ア タコ部屋デマについて

- (ア) 前提知識として、Colabo には「一時シェルター」と「中長期シェルター（シェアハウス）」があることをご理解ください。

Colabo は家庭や地域社会に居場所を失った少女たちの救済を業務にしているわけですが、その事業の中には「緊急時の一時保護」と「生活支援」があります（この説明は乙20の2～3頁）。

そして、「緊急時の一時保護」に使用されるのが「一時シェルター」です。これは長期の宿泊を予定していませんから、その間取りは1DK（4畳半＋6畳＋キッチン、お風呂）です（乙18の1頁）。

他方、「生活支援」に使用されるのが「中長期シェルター（シェアハウス）」です。こちらは一定期間生活することを予定しているため、被支援者のプライバシーが保てるよう、鍵付きの6畳の個室が三つあり、さらに強要のリビングルーム、お風呂などがあるのです（乙18の2～6頁）。

(イ) 私は、2023年4月17日、Colaboの「一時シェルター」1件と「中長期シェルター（シェアハウス）」5件を現地調査し、それぞれの広さをそれぞれこの目で確認しましたので報告書（乙19）をご覧ください。

(ウ) 水原氏は、動画やブログで、Colaboの「シェアハウス」は「タコ部屋」であり、一部屋に3人を押し込めて生活させ、生活保護を不正受給していると主張しています（本件情報①）。ところが、水原氏がその「根拠」としているのは、実は全て「一時シェルターの写真」なのです。

次の写真をご覧ください。水原氏の記事や動画に、「シェアハウス」の写真として以下の画像（甲29の3、6頁）を表示しています。

定した生活を手に入れられずにいる人も多く、2016年度から、中長期シェルターとして、10代後半～20代前半の女性のためのシェアハウスを始めました。

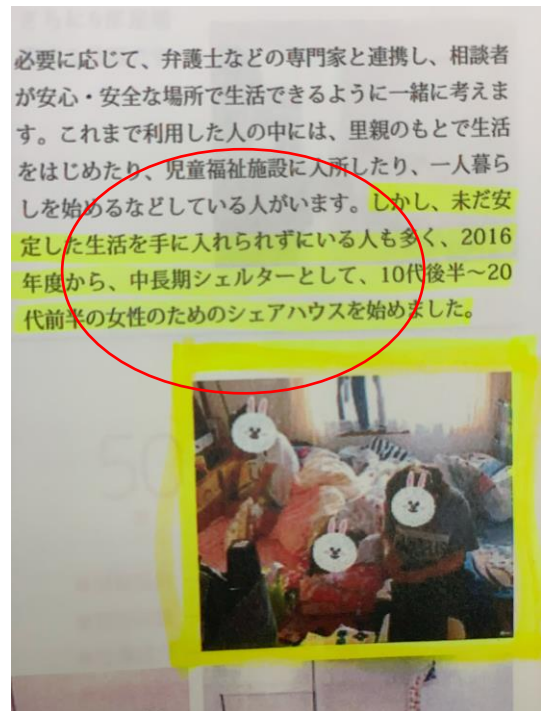


(エ) 上の写真はキャプションとして「シェアハウスを始めました」とあるので、これを見た読者・視聴者は、当然、「これはシェアハウスの写真だ」と思うのです。

ところが、この写真は、実は、2018年度報告書の「緊急時の保護・宿泊支援 一時シェルター」（乙22、7頁）のページから切り取られたものなのです。下の写真をご覧ください。

報告書の記載（乙 22、7 頁）

引用された部分（甲 29 の 3、6 頁）



水原氏は、当然乙 22 の頁の全体を見ているのです。当該ページの表題は「一時シェルター」ですから、この写真が「シェアハウス」の写真である等と誤解するわけがありません（「シェアハウス」の説明は、同じ報告書の次の頁でちゃんと説明されているのです）。

そうすると、水原氏は、引用した写真が「一時シェルター」の写真であることを百も承知で、「シェアハウスの写真」だ等と明白な嘘をつき、読者・視聴者を騙し、Colabo に関する悪質なデマを広めたものであると断定できます。

(オ) 次の写真も同じです。オリジナルは Colabo の Facebook に掲載された写真ですが、オリジナル写真である Facebook 投稿（乙 21 下の写真）には「年越し合宿」とのキャプションがありました。

ところが、水原氏は、意図的にこのキャプションを削除して記事や動画に掲載し（甲 29 の 3、4 頁）、あたかも「3人で雑魚寝」が日常風景であるかのような記事・動画を作って読者・視聴者を欺いているのです。



オリジナルの写真（乙21）



引用された写真（甲29の3，4頁）

水原氏は、この写真を読者（視聴者）に見せ、「ガチでタコ部屋じゃないですか、なんですかこれ。右には荷物積んであるし倉庫兼用じゃないですか。地震きたら危ないですよ。っていうか狭すぎますよ。」「こんな狭い部屋はシェアハウスではなくタコ部屋ですね」等と述べているのです（同4，5頁）。

(オ) このように、水原氏は「Colabo のシェアハウスは「タコ部屋」だと主張していますが、その「根拠」としているのは全て「一時シェルター」の写真です。そして、そのことを水原氏は知っていたのです。

「デマ」とは事実と反する扇情的な宣伝のことであり、根拠があろうがなかろうがデマはデマです。しかし、本件情報①の「コラボが女性3人を『タコ部屋』に押し込めて生活させた」という「デマ」は、嘘を嘘を知りつつ流布するという性質のものであって、水原氏は、「コラボが女性3人を『タコ部屋』に押し込めて生活させた」事実がないことを百も承知であえて閲覧者・読者を騙しているのですから、同じデマでも、とりわけ悪質だというほかありません。

イ タイヤ・デマについて

(ア) 水原氏はインターネットに以下のように投稿しています（乙24）。

共産党と強いつながりがある Colabo 代表仁藤夢乃さんのコラボバス、「年間 2000 km しか走行しない」のに令和元年から3年間毎年タイヤを申請。しかし「2014年製の錆びたホイールのタイヤ」 タイヤ代と交換費用合計で「132万7282円を税金から横領成功」 はいアウトーwww

(イ) この投稿がいわんとすることは、Colabo が毎年タイヤ交換費用を都に請求しているにもかかわらず、バスのタイヤが古い「2014年製の錆びたホイールのタイヤ」だったのだから、Colabo はタイヤ購入をしていないにもかかわらず、東京都に対しタイヤ購入費を請求し、同額を詐取（水原氏によれば「横領」）しているのだということです（本件情報④）。

(ウ) しかし、この投稿も事実と反しています。

すなわち、一口にタイヤ交換といっても、①新品のタイヤに交換する場合、②保管してある古いタイヤに交換する場合があります。そして、後者は夏タイヤと冬タイヤの「履き替え」であり、「履き替え」が毎年行われ交換費用が請求されていたとしてもタイヤそのものは古いままなのです。

そうすると、Colabo のバスに「2014年製の錆びたホイールのタイヤ」が装着されていたとしても、なんら不合理なことではありません。Colabo の車両関連費の詳細は弁護団意見書（甲21）40～43頁に記載したとおりです。

この点、東京都の監査結果（甲11）でも水原氏の主張は「妥当でない」と退けられています（同19頁）。東京都による監査請求後の再調査結果（乙41）では、「車両関連費は月極駐車場代、タイヤ関連費用などが計上されている。」「支出の確認に当たっては、管理台帳に記載されている内容と領収書、銀行の振込履歴を突合した」「車両維持費498,247円、タイヤ関連費用138,600円、月極駐車場代446,200円の合計1,083,047円が支出されている」とされています。

したがって、弁護団の調査が正しかったのであり、水原氏の主張はデマであったと断定できます。

(4) その他の10個のデマがいかにかデマであるかについては、弁護団意見書（甲21）や稲葉さんの陳述書をご覧ください。その中には「タコ部屋デマ」のように故意のデマも含まれていますから、極めて悪質だということもご理解頂ければ、と思います。

この点、水原氏が持ち出すのは、監査請求を「通した」から自己の主張は正当だというロジックです。しかしながら、監査結果で水原氏の主張は全て「妥

当でない」とされていることにご注意ください。すなわち、ホテルの宿泊費（18頁）、車両関連費（19頁）、旅費交通費（19頁）、通信運搬費（20頁）、会議費（20頁）各種保険（20頁）、医療費（20頁）、実施状況報告書についての不正（21頁）について、水原氏の主張は全て退けられているのです。そうすると、これらについての水原氏がインターネットで発信していた内容は全てデマだったと断言できます。

- (5) このように、水原氏がインターネットにて Colabo に関する多数のデマを流布し、それによって Colabo や仁藤さん、その関係者が精神的苦痛を受けたことは真実ですから、私の発言は真実に基づくものであるといえます。

2 本件発言③について～水原氏の「動機」について

- (1) 発言③で、私は「仁藤夢乃さんが『すいませんでした二度と作品を燃やしたりしません』って詫言入れたら俺はそこで手を止めますよ」との発言を紹介し、「女性の権利の為に立ち上がった仁藤さんが要するに気に入らない」「要するにフェミニストに対する反発」との事実を指摘しつつ、その動機の「本質」が、「要するに女性差別」「ミソジニー（女性蔑視）」である等と私の評価を述べています。
- (2) そこで、まず、水原氏の目的乃至動機について述べます。

この点、水原氏が繰り返し主張しているとおおり、水原氏が「仁藤夢乃さんを調べているのも温泉むすめ燃やしたから」であり、水原氏は、「作品を燃やす奴を燃やします」と述べているのですから、「温泉むすめ」に関する仁藤さんの発言に対する反発が同氏の行動の原動力であったことは疑う余地がありません。

また、水原氏は、仁藤さんが「温泉むすめ」に関する投稿をした5日後の11月20日、「自称フェミニストから被害を受けた店・人・企業の方、訴訟のスポンサーになります」と題するブログ（乙4-11）を公表し、「フェミニストの放火腹立たしいですね。（中略）民事訴訟または刑事告訴で、放火の責

任を取らせるしか無いと思います。次の条件で、民事訴訟のスポンサーになります。先着1名(1企業)まで。・相手方が、シュナムル、仁藤夢乃、石川優美、勝部元気のいずれかであること」等と書いていますから、「要するにフェミニストに対する反発」との私の発言も真実です。

そして、水原氏は「仁藤夢乃さんが『すいませんでした二度と作品を燃やしたりしません』って詫言入れたら俺はそこで手を止めますよ」とまで述べているのですから、「温泉むすめ」の件は単なるきっかけ等ではありえず、水原氏の一連の行動の動機乃至目的そのものだといえます。

すなわち、水原氏の行動の動機となったのは、仁藤さんが「温泉むすめ」を批判する発言をしたことであり、水原氏が、仁藤さんを誹謗中傷したり、行政文書の開示をしたり、監査請求を申立てたりする目的は、Colaboや仁藤さんを攻撃することで心理的圧迫を加え、仁藤さんに「温泉むすめ」を「燃やした」とを謝罪させた上、二度と同種の発言をさせないよう約束させることが目的であったのです。ご本人の発言から、そのように断定するしかありません。

(3) なお、「作品を燃やす」という表現は水原氏の独自のものといえます。

この点、太田弁護士を訴えた別件訴訟で水原氏側は、「燃やす」とは「特定の思想、主張等に基づいて漫画等のコンテンツを批判し、不特定多数の者による攻撃を惹起して当該コンテンツの自粛などを行わせる行為」を指すなどと説明していますが、これでもよくわかりません。ただし、要するに、仁藤さんが「温泉むすめ」に関して乙2号証の発言をしたことを指すことに争いはないようです。

なお、私が会見で「作品を燃やす」ではなく「萌え絵を燃やす」という表現を使ったことに、水原氏は異議があるようです。しかし、「萌え絵」とは「10代の少女を性的に描いた日本独自の表現」(乙12)を指すところ、「温泉むすめ」はまさにこれに該当しますから、そのように表現したことに誤りはないと考えます。また、「萌え絵」表現は性差別だという批判があることは公知の事実といってよいと思います(乙13～16)。

(4) 水原氏は、この裁判で、①「温泉むすめ」は「きっかけ」に過ぎず、真の動機は「公金の浪費を防止すること」であった、とか、②乙3の8の発言は10月29日付け投稿（甲27）にて「撤回した」した、③そもそもフェミニズムを嫌悪していない等、さまざまな弁明をしておられます。

ア ①「温泉むすめ」の件はきっかけにすぎないとの主張

しかし、①についてはすでに述べました。水原氏は「仁藤夢乃さんが『すいませんでした二度と作品を燃やしたりしません』って詫び入れたら俺はそこで手を止めますよ」とまで述べているのです。もし「温泉むすめ」の件が単なるきっかけ等だったとすれば、仁藤さんが謝罪しようが「二度としない」と約束しようが「手を止める」理由にならうはずがなく、「公金の浪費を防止する」ため、「公金の浪費」がなくなるまで続けるのが筋ではないでしょうか。

ところが、水原氏の言によれば、同氏は「温泉むすめ」の件が決着すれば「手を止める」というのです。

そうすると、水原氏にとって、「温泉むすめ」に代表される漫画文化を守ること、これこそが真の、そして唯一の動機であることは疑う余地もありません。

なお、水原氏は、そのほかにも同趣旨の発言を繰り返していますが、その中には、「共産党が税金吸ってようが興味ねえ」（乙44）とか「腐敗や癒着なんて日本中にある」（乙48）など水原氏が税金の浪費に関心がないことを明言する投稿もありますし、「自分の趣味をおびやかす人がいるということは、その一点において戦う理由になります」（乙30）、「俺は俺の好きな作品のために戦ってます」（乙51）など水原氏が自分の趣味を守ることに関心がないことがわかる投稿もあります。そして、「何度も言いますが僕のゴールは（中略）村木厚子率いる作品を燃やすグループを止めることです」（乙52）というのですから、要するに、水原氏の最終目標は漫画文化を守ることであって、それ以外にないのです。

イ ②乙の主張

②についていえば、水原氏は別紙一覧のとおり撤回したとされる10月29日の後も同趣旨の発言を繰り返していますから、撤回そのものが虚偽です。

それだけでなく、甲27は「嘘ついて罪きせようと攻撃されたのがハッキリしたのできっちり最後までやります」と述べているところ、「嘘ついて罪きせようと攻撃された」と述べているのは、訴外仁藤が「少し前にバスの駐車場が晒された延長に今回の事件がある」（甲21の23頁）と原告を非難したことを指しているのです（甲27と同日の乙32参照）。

そうすると、原告が甲27号証の投稿で「きっちり最後までやります」と述べているのは、原告が訴外仁藤に対して「詫び入れたら俺はそこで手を止めます」との申し入れをしたのにも拘らず、仁藤さんが謝罪せず、かえってバス切りつけ事件の責任を水原氏に負わせようとしたことに感情的に反発しただけなのです。

そして、前記のとおり、甲27が発信されて以降も水原氏は同種の発言を繰り返しているのですから、この時点で目的が変更されたということもありえません。したがって、甲27によっても、水原氏の動機・目的が、Colaboや仁藤さんを攻撃することで心理的圧迫を加え、仁藤さんに「温泉むすめ」を「燃やしたこと」を謝罪させた上、二度と同種の発言をさせないよう約束させることであることに、なんら変わりはありません。

ウ ③フェミニズムに反対していないとの主張

水原氏は仁藤さんが「温泉むすめ」を批判した2021年11月15日の投稿を受け、同年11月20日のブログで「自称フェミニストから被害を受けた店・人・企業の方、訴訟のスポンサーになります」「フェミニストの放火腹立たしいですね。」等と述べ、また、2023年年5月には「フェミだってキャンキャン言ってる徹底的にボコボコにされるんだったら、おとなしくなるわけですよ。今まさにおとなしいでしょ」（乙17）

等と述べていますから、フェミニストに反発していないはずがありません。

本件訴訟で、水原さんが「フェミニズムに反対していない」等と力説する理由は分かりませんが、いずれにしても「これはもう要するにフェミニストに対する反発ですよね。」とする私の発言は真実であることは疑う余地がありません。

(5) 次に、「女性差別」「ミソジニー（女性蔑視）」についてです。

これまで述べたとおり、水原氏は虐待や性暴力を受けた少女たちを支援する支援団体の代表である仁藤さんが、「温泉むすめ」の性的表現を批判したことに反発して、大量のデマを流し、それによって仁藤さんに精神的圧迫を加えて謝罪・撤回させようとしてしました。このような水原氏の行動は、仁藤さんの、女性差別や性搾取に対する批判の声を軽視するものであり、ひいては性差別や性搾取による被害を軽視するものですから、その動機において「本質的に女性差別、女性蔑視だ」との評価できると思います。

また、前記のとおり、水原氏は仁藤さんが「自称フェミニストから被害を受けた店・人・企業の方、訴訟のスポンサーになります」「フェミニストの放火腹立たしいですね。」等と述べ、フェミニスト（女性差別に反対する運動をする人）を激しく嫌悪しています。女性差別に反対する運動を嫌悪し、攻撃するのは、水原氏が女性差別的思想をもっているからだといえます。

そして、水原氏の仁藤さんや Colabo に対する攻撃は本件ブログによる投稿が 27、本件動画アカウントによるものが 30、ツイッターへの投稿が少なくとも 900 ツイートに及ぶ等執拗かつ粘着的で、その態様も、著名なフェミニストで起業家である訴外仁藤に対し、面識もないのに「ゆめにゃん」と呼びかけ、「【傷松】仁藤夢乃氏が大恥をかいた苦しすぎる被害者仕草が即バレした模様 w w w w」等と愚弄、嘲笑、蔑視的な表現を使用しています。この態様も女性を蔑視した態度だと考えます。

さらに、水原氏が「異性におだてさせて、高い酒と場代を払わさせてなん

ば、っていう商売は、酔っ払って気分よくなった客がおらー！ってセクハラするくらいも場代のうちやと俺は思っとる」だのと性的搾取の被害を軽視したり、「女性は知的に男性に劣るっていうと女の人がバチギレするけど、プロ棋士のような到達点では生理がハンデになって劣るのは間違いない事実やろ」「でもまあ正座して水着の女の人が将棋打つなら見るかも プロより弱くても」等と、女性は知的に男性に劣っており、性的魅力以外に存在価値はないとの女性差別的な見解を表明していることも知っていました。

私は、訴訟で対象とした内容にくわえ、水原氏の発言や行動を総合して、その動機を「本質において」「女性差別」「女性蔑視」と評価したのであって、極めて自然な表現だと思っています。

- (6) 以上のとおり、水原氏の一連の行動は、仁藤さんが女性差別や性搾取に反対する投稿をしたことに対する反発であることは真実であるし、これを「女性差別」「女性蔑視」と評価することは自然ですから、私の発言に違法性があるとは思えません。

3 本件発言④について

- (1) 発言④は、要するに、水原氏による情報開示請求や住民監査請求は、住民による行政監視や公金の無駄遣いを防ぐ等本来の目的による権利の行使ではなく、仁藤さんの発言に反発した水原氏、仁藤さんに精神的苦痛を与えるとの目的（＝嫌がらせ目的）で行ったものである、との指摘した上で、「リーガルハラスメント」「合法的な嫌がらせ」「制度の濫用」との評価意見乃至論評を述べるものです。
- (2) 2(2)で述べたとおり、水原氏が、仁藤さんを誹謗中傷したり、行政文書の開示をしたり、監査請求を申立てたりする目的は、Colaboや仁藤さんを攻撃することで心理的圧迫を加え、仁藤さんに「温泉むすめ」を「燃やしたこと」を謝罪させた上、二度と同種の発言をさせないよう約束させることにあったと断定できます。

したがって、水原氏による情報開示請求や住民監査請求は、住民による行政監視や公金の無駄遣いを防ぐ等本来の目的による権利の行使ではなく、仁藤さんの発言に反発した水原氏が、仁藤さんに精神的苦痛を与えるとの動機（＝嫌がらせ目的）で行ったものであるとの、私の指摘は真実です。

- (3) そうすると、水原氏による情報開示請求や住民監査請求を、「リーガルハラスメント」「合法的な嫌がらせ」と評価することは正当です。情報開示請求や住民監査請求の動機なり目的は仁藤さんに精神的苦痛を与え謝罪させることにあったからです。

水原氏は、訴状において、情報開示請求や住民監査請求は「都民としての真摯な義務感に基づくものであった」等と主張していますが、すでに述べたとおり、仮にそれが真実だとすると訴外仁藤が性差別や性搾取に反対することを断念すると約束したからといって「手をとめる」（乙3の8）理由にはならないはずであり、この主張には信用性がありません。

そうだとすると、情報開示請求や住民監査請求の動機なり目的は仁藤さんに精神的苦痛を与え謝罪させることにあったという以外にありません。

そして、「嫌がらせ」とは「人の嫌がることをあえてすること」ですから、仁藤さんに精神的苦痛を与えることを目的とした一連の行動は「嫌がらせ」と表現するに足りると考えます。

- (4) また、水原氏による情報開示請求や住民監査請求の利用は「制度の濫用」です。

すなわち、濫用とは、ある権限を与えられた者が、その権限を本来の目的とは異なることに用いることをいいます。

この点、情報開示請求や住民監査請求の本来の目的は、住民が行政を監視し、税金の不正な流出を防ぐことにあるところ、水原氏は、仁藤さんらを攻撃することでこれらに心理的圧迫を加え、訴外仁藤に「温泉むすめ」を「燃やしたこと」を謝罪させた上、二度と同種の発言をさせないよう約束させる等、漫画の性的描写への批判を止めさせる目的・動機で情報開示請求や住民監査請求

を始めたのですから、制度を本来の目的とは異なることに用いています。

また、公文書開示請求制度はあくまで行政機関の監視のために設けられた制度であり、これを私人に対する誹謗中傷に利用したり、扇情的で嘲笑的な罵詈雑言を投げつける目的で利用したりすることは、本来の制度目的を超えています。ところが、水原氏は、公文書開示情報から得た情報を冷静に分析するとかいうものではなく、その一部を切り取って公開し、あたかも Colabo が不正会計をしているかのような印象を視聴者に与えた上で、「タイヤ代と交換費用合計で『132万7282円を税金から横領成功』 はいアウトーw w w w w w」 「もしもし？ポリスマン？もしもし？納めた税金が盗まれてるんです、早く来てポリスマン！？」 「ぼくの納めた税金かえしてええええ！！」 「クソワロタ どうせバレへんのやーって調子こいちゃったね 運が悪かったねそこで俺が調べて わははははははははは なんだこれ」 「あははははははは 金返せ」等と過度に扇情的で嘲笑的な、あらんかぎりの罵詈雑言を投げつけ、読者・視聴者が訴外 Colabo に悪感情を持つようあおり立て、本件依頼人らに対する誹謗中傷や攻撃を煽動しているのですから、この点からみても、本来の制度目的を明らかに超えているのです。

- (6) 水原氏は、仁藤さんが受忍限度を超えた精神的苦痛を受けているとは知らなかったとの弁明をしています。

しかし、原告による誹謗中傷により、2022年9月の段階で、Twitterで「Colabo」「仁藤」などと検索しようとする、検索ウィンドウに「Colabo 会計不正」「仁藤 逮捕」「Colabo 貧困ビジネス」などの言葉がサジェストとして出てくる状況が発生していました。水原氏は、Twitterの検索ウィンドウに「仁藤夢乃」と入れた時に出てくるサジェストとして「仁藤夢乃 貧困ビジネス」「仁藤夢乃 詐欺」と表示されるという画像をTwitterに投稿して拡散しており、このような状況を熟知した上で揶揄しているのです（乙33の1乃至4）。そうすると、水原氏は、Colaboと仁藤さんが誹謗中傷で耐え難い苦

痛を受けている状況を知っていたし、それを知りつつ、膨大な誹謗中傷を繰り返していたと断定することができます。

- (7) 以上からすると、水原氏による情報開示請求や住民監査請求は、住民による行政監視や公金の無駄遣いを防ぐ等本来の目的による権利の行使ではなく、仁藤さんの発言に反発した水原氏が、仁藤さんに精神的苦痛を与えるとの目的（＝嫌がらせ目的）で行ったものであることは真実ですし、これらを「リーガルハラスメント」「合法的な嫌がらせ」「制度の濫用」との論評することは自然であって、違法行為であるとは考えられません。

4 まとめ

- (1) 以上要するに、水原氏は、Colabo と仁藤さんに関して数々の荒唐無稽なデマを流しました。そして、その中にはデマであることを百も承知で流布されたデマもあったのです。

くわえて、水原氏の行動（誹謗中傷と開示請求・監査請求）は、フェミニストに対する反発であり、仁藤さんが「温泉むすめ」の性的表現を批判したことに対する反発であって、その目的は仁藤さんに精神的圧迫を加え、「温泉むすめ」を批判したことを謝罪させ、二度と同様の発言をしないことを約束させることでした。

- (2) 私は、基本的人権の擁護と社会的正義の実現を使命とする弁護士であり、仁藤さんと Colabo の代理人です。

私は、依頼人の利益を守るため、上記の事実を世に公表するとともに、水原氏について「女性差別」「女性蔑視」「リーガルハラスメント」「制度の濫用」との表現で厳しく批判したものですから、私の発言は真実と道理に基づくものであり、不法行為に該当するはずがありません。

- (3) なお、私の弁護士としての信条はなにより「まず現場を見ること」です。私は、この信念に基づいて、実際に Colabo と仁藤さんが10代の女性を支援している現場（深夜の歌舞伎町）を見学させて頂きました。そこで私は夜の新宿

の街で買春の被害に遭う女性たち、Colaboに保護されてからもさらに業者に追跡され酷い目にあっている女性たちの姿を目にしました。Colaboはそのような少女たちに必死で声をかけ、食料を与え、安心して過ごせる場所を与えようとしていたのです。

このように、Colaboの活動は社会で最も弱い立場にいる少女たちを守ろうとするものです。

ところが、原告の誹謗中傷によってColaboの信用が傷つけられ寄付が著しく減ってしまったり、支援が必要な女性がColaboに支援を求めることができにくい状況が生まれたりしています。また、原告の発言に影響を受けた人々は、バスをナイフで傷つけたり、アウトリーチやバスカフェの現場に嫌がらせに来たり、シェルターの位置を特定して晒す等、女性支援の現場に大きな混乱が生じています。このままであれば、Colaboの事業自体の存続が不可能になる可能性すらあるいえます。

私は、「自分の趣味をおびやかす人がいるということは、その一点において戦う理由になります」だの、「俺は俺の好きな作品のために戦ってます」だのという、身勝手な動機に基づくデマや誹謗中傷で、弱い立場にある少女たちへの支援が滞るということは、絶対にあってはならないことであると考えます。

裁判官の皆様におかれても、どうか事件の背景をご理解頂けるよう、切にお願いする次第です（詳しくは乙11をお読みください）。

以上

ⁱ 横浜地裁平成14年（わ）1558号窃盗被告事件

ⁱⁱ 横浜地裁川崎支部平成18年（わ）593号脅迫被告事件

ⁱⁱⁱ 東京地裁平成25年（行ウ）第237号難民認定等請求事件

^{iv} 神原元「権利闘争の焦点 道理が法律に勝った--池貝民事再生法・全員解雇事件--平成14.3.29 横浜地裁和解成立」、『季刊労働者の権利』第245号、2002年7月、76-79頁

^v 「ヘイトスピーチに抗する人々」（新日本出版社 2014年）

^{vi} 神奈川新聞2018年3月2日付け記事

^{vii} この決定は平成28年度のジュリスト重要判例解説に掲載されています。

(別紙)

投稿・情報開示・監査請求の目的に関する原告の投稿一覧

日付	発言内容	証拠
2022.9.5	僕がシュナムルさんに杭を打ったのは彼が宇崎ちゃんを燃やしたからだし、今共産党と強いつながりがある Colabo 代表の仁藤夢乃さんを調べているのも <u>温泉むすめ燃やしたから</u> ^{vii} ですよ。俺は作品を燃やす奴を燃やします。作品を燃やした時俺はお前の前に現れる	乙 42
2022.9.15	あ、あとみんな忘れてそうだけど共産党と強いつながりがある Colabo 代表仁藤夢乃さんが『 <u>すみませんでした二度と作品を燃やしたりしません</u> 』って詫び入れたら俺はそこで手を止めますよ	乙 3-8
2022.11.3	何度も言うけど Colabo を調べ始めた理由は『共産党と強いつながりがある Colabo <u>代表仁藤夢乃さんが作品を燃やす人間</u> で、俺はそういうやつを調べあげて痛い腹探るのが趣味だから』です。シュナムルさんも同じ理由でクチュクチュしました	乙 3-7
2022.11.3	俺は BL 無罪？もピンさん、おちてよもなんか参加するつもりはないですね。俺は <u>作品を燃やすクソ野郎</u> の腹をさぐることくらいしか興味ないので。作品燃えてないですよ。ジャンルで規制論するのは自由で健全だとおもいます、男性むけエロ本は規制されてるし	乙 43
2022.11.5	作品を燃やすやつの痛い腹を探るのが趣味なだけだっつーの <u>共産党が税金吸ってようが興味ねえ</u> の、日本中にあるだろそんなのは。作品を燃やすやつだからやってるだけだよ	乙 44
2022.11.5	僕は常々いってますが作品を燃やさないフェミニストは好きに主張すればいいと思ってますからね。旦那の愚痴とか社	甲 28-1

	会への不満とかを叫んでるくらいは自由です。 <u>作品を燃やしたり表現を規制しようとしたら僕の敵</u> ですが。	
2022. 11. 6	何度も言ってますが僕は基本的に ・ <u>作品を燃やす</u> ・俺に喧嘩を売る のどっちかがないと無害ですよ。	乙 45
2022. 11. 10	ここで改めて告知しますが僕は「 <u>作品を燃やす人間</u> 」の <u>痛い腹を探るのが趣味</u> なだけです。 共産党と強いつながりがある Colabo 代表仁藤夢乃さんもシュナムルさんもそれが理由で調べただけです。 作品を燃やしたなら、俺はやってきます。 それが嫌なら燃やすな。	乙 46
2022. 11. 10	俺はフェミニストも作品を燃やさないならすきに活動しろっていつてるし、貧困女子だって救えばいいと思うよ、そもそも生活保護って仕組みもあればいいって言ってんだし弱者への公金の支出は賛成してる。 オルグしたりシャブうったりを不正会計の公金でしてんじゃねえよ	甲 28-2
2022. 11. 12	俺のその文章で表現の自由を守れなんてどこにかいてあんだ「俺の地雷ふんだら許さねえから覚悟して作品もやせよ、 <u>嫌なら燃やすな</u> 」だけだよ 何も変わってねえ BL が規制だっけ？最近だと。あんなんどうでもいいよ	乙 47
2022. 12. 16	「 <u>僕は漫画が好きなのですが、自分の趣味をおびやかす人がいるということは、その一点において戦う理由になります</u> よね。これまでついフェミと呼ばれる人たちが、漫画やアニメなどいろいろなコンテンツを燃やしてきたことをご存じの方は多いかと思います」	乙 30
2022. 12. 17	改めて宣言しますが、僕は <u>作品を燃やす人間を許しません</u> 。僕の能力で合法的に攻撃できるならそれを攻撃します。 痛い腹探られたくなかったら、作品を燃やすな。フェミニストがフェミニズムを論じるのは許す、作品は燃やすな。	甲 28-3

2022. 12. 18	もちろん俺が納得する報酬で依頼があれば調べたりはやるけど、自発的にはやらねえな、アイヌ興味ないし、 <u>腐敗や癒着なんて日本中にある</u> だろうし <u>作品を燃やす四団体</u> は俺が自発的にやってるだけだ	乙 48
2023. 1. 6	僕は漫画が大好きなんで、 <u>この作品を燃やす行為にすごくムカつきました。</u>	甲 4
2023. 1. 7	・ 作品を燃やすやつは許さない ・ 売られた喧嘩は買う	乙 49
2023. 1. 8	あと俺にはジャーナリズム精神はないからジャーナリストじゃないと思うんだけどな しいていうならアベンジャーだよ。 <u>作品を燃やすやつが嫌いな</u> だけで、ジャーナリズムがしたいわけではない まあただの一般人富裕オタク男性ですが	乙 50
2023. 1. 15	表現の自由を守ろうって言ってる人は9条があれば戦争にならないって言ってる人ですよ <u>俺は俺の好きな作品のために戦ってます。</u> 守るんじゃなくて敵を攻撃してる 守れるわけないじゃん。	乙 51
2023. 1. 21	何度も言いますが僕のゴールは ・ 若年被害女性支援事業に対する住民訴訟で WBPC を止める ・ 困難女性支援法をとめて WBPC をとめる ・ つまり WBPC という、 <u>村木厚子率いる作品燃やすグループを止める</u> です これ以外は興味ない暇つぶしですよ	乙 52